



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第43号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正 (人 事 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第39号）

1 規則の概要

- (1) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表第1関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第39号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号」を「鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号」に改める。

第12条第2項第2号中「、農林振興センター」を削る。

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の7中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同表金融機関の施設の項公共的施設の欄の5中「第11条第1項第2号」を「第11条第1項第4号」に改める。

別表第2の1の表の（注）中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第2条第2号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第16号」に、「第2条第3号」を「第2条第17号」に、「身体障害者等が利用する」を「障害者等が利用する」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令**島根県訓令第6号**

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
収 用 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の貸与品貸与申請書（第10条第2項の貸与品再貸与申請書を含む。）の提出については、貸与品管理者が別に定めるところにより作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を当該申請書に代えて貸与品管理者が別に定める電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行うことができる。

別表の1の表2の項を次のように改める。

2	総務部消防防災課に勤務し、消防航空業務に従事する職員	救助服（上、下）	4着	3年
		夏制服（上、下）	1着	3年
		ベルト	2個	3年
		帽子	2個	3年
		安全帽	1個	3年
		防塵メガネ	1個	3年
		夏難燃シャツ	2着	1年
		冬難燃シャツ	2着	1年
		救助靴	1足	3年

別表の1の表18の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表22の項を次のように改める。

22	削除			
----	----	--	--	--

別表の1の表25の項中「情報デザイングループ」を「情報・ヒューマンアメニティグループ」に改め、同表26の項中「理容科又は」を削り、同表の注を次のように改める。

注 対象職員欄に重複して掲げてある職員の貸与品については、これらの表の規定にかかわらず、貸与品管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。